

健 障 自 第414号
令和 5年 5月 15日

横浜市内に所在する就労移行支援事業所長 各位

横浜市健康福祉局障害自立支援課長
今井 智子

令和 5 年度 「横浜市職場実習事業」における「協力事業所台帳」の写しの提供について（通知）

1 趣旨

横浜市では、横浜市障害者就労支援センターに登録している方を対象に、就労に向けた実習を行う「横浜市職場実習事業」を行っています。

この度、同事業の実習先である「協力事業所の台帳」（以下台帳）の写しを、横浜市職場実習事業実施要領 第 13 条に基づき、希望する就労移行支援事業所に対して提供しますので、台帳の提供を希望する事業所は、下記のとおり申請を行ってください。

2 対象

横浜市内に所在する就労移行支援事業所

3 申請の期間

令和5年5月 15 日(月)から令和5年6月9日(金)まで

4 申請の方法

横浜市電子申請・届出サービスで申請してください(利用者 ID の登録が必要です)。

台帳の提供は電子申請・届出サービスのシステム上で、6 月中に行います。

【電子申請・届出サービス】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/7bbb47c6-4a8a-4825-bd95-216e88fa49aa/start>



5 台帳の活用、実習について

台帳には、「横浜市職場実習事業」に対し協力が得られる企業を掲載しています。

横浜市職場実習事業実施要領および「横浜市職場実習事業」の趣旨を十分理解したうえで、申請してください。

台帳に掲載された協力事業所において、就労移行支援事業所が主体となり、就労支援事業所利用者に対し同事業に準ずる実習を行う場合は、次の内容を順守し行っていただきます。

(別紙1)横浜市職場実習事業実施要領

(別紙2)横浜市職場実習事業の協力事業所の台帳提供Q&A

(別紙3)留意事項

その他の留意事項は、台帳の写しを送付する際に、別途通知します。

6 その他

申請のあった就労移行支援事業所のリスト(事業者名、担当者名、住所、電話番号、メールアドレスを記載)を作成し、協力事業所に提供します。

【問合せ先】

横浜市健康福祉局 障害福祉保健部

障害自立支援課 就労支援係

西川、筑後

TEL：045-671-3992／FAX：045-671-3566

Email：kf-syuurou@city.yokohama.jp